

あきた

発行所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市総務部文書法制課
電話 018-866-2008

印刷所 秋田市旭北錦町3番50号
株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

目 次

規 則

- 秋田市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則（第27号）
..... 2
- 秋田市園芸振興センター条例の施行期日を定める規則（第28号）
..... 2
- 秋田市園芸振興センター条例施行規則（第29号） 2

消 防 本 部 訓 令

- 秋田市消防本部等処務規程の一部を改正する訓令（第2号）
..... 3

告 示

- 特定計量器定期検査手数料の徴収事務の委託について（第126号） 3
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第127号） 3
- 被保険者証返還命令通知書の公示送達について（第128号）
..... 3
- 指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止について（第129号） 3
- 自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について（第130号）
..... 3
- 秋田市議会臨時会の招集について（第131号） 4
- 地縁による団体の認可について（第132号） 4
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第133号） 4
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第134号） 5
- 医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定および廃止について（第135号） 5
- 医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者の指定について（第136号） 5
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第137号） 5
- 国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第138号）
..... 5
- 固定資産税納税通知書の公示送達について（第139号） 6
- 後期高齢者医療保険料納入通知書の公示送達について（第140号）
..... 6
- 特定工場等において発生する騒音についての規制基準の一部改正について（第141号） 6
- 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第1号に基づく区域の指定の一部改正について（第142号） ... 6
- 特定工場等において発生する振動についての規制基準の一部改正について（第143号） 6

- 振動規制法施行規則別表第1附表第1号に基づく区域の指定の一部改正について（第144号） 6
- 市道路線の供用開始について（第145号） 6
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第146号） 6
- 平成27年5月22日招集の秋田市議会臨時会に付議する事件の追加について（第147号） 7
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第148号） 7
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第149号） 7
- 医師の指定について（第150号） 7
- 指定管理者の告示事項の変更について（第151号） 7
- 出納員および現金取扱員の委任又は再委任について（第152号）
..... 7
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第153号） 7
- 特定計量器定期検査の実施について（第154号） 8
- 秋田市立千秋美術館企画展覧会の前売観覧券の販売および前売観覧券販売に係る収入金の徴収事務の委託について（第155号）
..... 8

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第8号） 8

選 管 告 示

- 平成27年5月4日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙における当選者の住所および氏名について（第43号） ... 8
- 平成27年5月4日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙における当選人への当選証書の付与について（第44号）10
- 雄和中央土地改良区総代の補欠選挙について（第45号）11
- 平成27年5月25日執行の雄和中央土地改良区総代の補欠選挙における選挙長および選挙長職務代理人ならびに選挙立会人の選任について（第46号）11
- 平成27年5月25日執行の雄和中央土地改良区総代の補欠選挙における当選者の氏名および住所について（第47号）12
- 平成27年5月25日執行の雄和中央土地改良区総代の補欠選挙における当選人への当選証書の付与について（第48号）12
- 平成27年6月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面の縦覧について（第49号） ...12

雄 中 選 挙 長 告 示

- 平成27年5月25日執行の雄和中央土地改良区総代の補欠選挙における立候補の受付事務を行う場所および日時について（第1号）12
- 平成27年5月25日執行の雄和中央土地改良区総代の補欠選挙における候補者の届出について（第2号）12
- 平成27年5月25日執行の雄和中央土地改良区総代の補欠選挙に

- ついて（第3号）……………12
- 平成27年5月25日執行の雄和中央土地改良区総代の補欠選挙における選挙会の場所および日時について（第4号）……………13

農 委 告 示

- 秋田市農業委員会総会の招集について（第7号）……………13

監 査 委 告 示

- 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所ならびに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間について（第1号）……………13

上下水道局告示

- 秋田市指定給水装置工事事業者の指定について（第8号）…13
- 指定排水設備工事事業者の指定について（第9号）……………13
- 公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第10号）……………13
- 秋田市指定給水装置工事事業者の指定について（第11号）…14
- 指定排水設備工事事業者の指定について（第12号）……………14
- 秋田市指定給水装置工事事業者の指定について（第13号）…14
- 指定排水設備工事事業者の指定について（第14号）……………14

消 防 本 部 告 示

- 指定催しの指定について（第2号）……………14
- 指定催しの指定について（第3号）……………14

公 告

- 秋田農業振興地域整備計画の変更等について……………14
- 大規模小売店舗の変更に関する届出について……………15
- 大規模小売店舗の変更に関する届出について……………15
- 大規模小売店舗の変更に関する届出について……………15
- 大規模小売店舗の変更に関する届出について……………16
- 大規模小売店舗の変更に関する届出について……………16
- 差押財産の公売について……………16
- 大規模小売店舗の変更に関する届出について……………17
- 大規模小売店舗の変更に関する届出について……………17
- 農用地利用集積計画（平成27年度第2号計画）について……………18

選 管 公 告

- 平成26年度における秋田市選挙人名簿抄本の閲覧状況について……………18

上下水道局公告

- 受益者負担金の賦課対象区域について……………19

土地開発公社公告

- 秋田市土地開発公社理事会の招集について（第2号）……………19

規 則

秋田市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年5月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第27号

秋田市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則
秋田市公害防止条例施行規則（平成9年秋田市規則第45号）の一部を次のように改正する。

別表第4の1の附表第2のオの次に次のように加える。

カ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市園芸振興センター条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成27年5月20日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第28号

秋田市園芸振興センター条例の施行期日を定める規則
秋田市園芸振興センター条例（平成27年秋田市条例第3号）附則ただし書に規定する規定の施行期日は、平成27年6月1日とする。

秋田市園芸振興センター条例施行規則をここに公布する。

平成27年5月20日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第29号

秋田市園芸振興センター条例施行規則
（趣旨）

第1条 この規則は、秋田市園芸振興センター条例（平成27年秋田市条例第3号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開所時間）

第2条 秋田市園芸振興センター（以下「センター」という。）の開所時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

（休所日）

第3条 センターの休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更し、又は臨時の休所日を設けることができる。

- (1) 日曜日および土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（使用許可申請）

第4条 条例第4条第1項の許可を受けようとする者は、秋田市園芸振興センター加工研修室使用許可申請書（以下「許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 許可申請書の提出は、使用しようとする日から起算して7日前までに行わなければならない。

（使用許可書）

第5条 市長は、許可申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、秋田市園芸振興センター加工研修室使用許可書を交付するものとする。

（使用の中止等の届出）

第6条 条例第4条第1項の許可を受けた者は、使用を中止し、又は使用の許可の内容を変更しようとするときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(使用料の減免申請)

第7条 条例第7条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、秋田市園芸振興センター加工研修室使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付申請)

第8条 条例第8条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、秋田市園芸振興センター加工研修室使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

消 防 本 部 訓 令

秋田市消防本部訓令第2号

消 防 本 部
消 防 署
消 防 職 員 一 般

秋田市消防本部等処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年5月13日

秋田市消防長 森 合 和 美

秋田市消防本部等処務規程の一部を改正する訓令

秋田市消防本部等処務規程（昭和39年秋田市消防本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1 秋田南消防署河辺分署の項中「秋田市河辺北野田高屋字黒沼下堤下20番地14」を「秋田市河辺和田字北条ヶ崎27番地1」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年6月3日から施行する。

告 示

秋田市告示第126号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、特定計量器定期検査手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年5月7日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の所在地および氏名
秋田市川尻若葉町1番5号
一般社団法人 秋田県計量協会
会長 森 洋

- 2 委託契約期間
平成27年6月1日から同年12月28日まで

秋田市告示第127号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定

により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成27年5月8日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
本田自治会
- 2 認可年月日
平成16年11月16日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 佐 藤 孝 一
秋田市雄和田草川字本田241番地59
変更後 伊 藤 良 和
秋田市雄和田草川字本田182番地
- 4 変更年月日
平成27年3月15日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第128号

次の被保険者証返還命令通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該被保険者証返還命令通知書は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成27年5月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
被保険者証返還命令通知書

秋田市告示第129号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項および第115条の15第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり廃止したので、同法第78条の11および第115条の20の規定により告示する。

平成27年5月12日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの種類
医療法人 わらべ会	ひがし稲庭クリニック 認知症対応型通所介護	秋田市下北手松崎字岩瀬124番地	平成27年5月3日	認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護
医療法人 わらべ会	稲庭クリニックデイサービスセンター	秋田市南通亀の町2番21号	平成27年5月3日	認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

秋田市告示第130号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例

第28号)第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成27年5月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数
 - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 6台
 - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台
 - ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台
 - (2) 撤去し、保管した年月日
平成27年4月4日から同月25日まで
 - (3) 返還を行う時間および場所
 - ア 時間 午前10時から午後7時まで
 - イ 場所 秋田市東通仲町4番3号(秋田駅東自転車等駐車場内)
秋田市自転車等保管所
 - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成27年5月27日から同年11月27日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。
- 4 問合せ先
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部交通政策課 電話 866-2035
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第131号

平成27年5月22日市議会議事堂に秋田市議会臨時会を招集する。

平成27年5月14日

秋田市長 穂 積 志

付議事件

- 1 議長の選挙
- 2 副議長の選挙
- 3 常任委員会委員の選任
- 4 議会運営委員会委員の選任
- 5 秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 6 秋田市市税条例等の一部を改正する専決処分について承認を求めめる件
- 7 秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求めめる件
- 8 秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分について承認を求めめる件

- 9 秋田市介護保険条例の一部を改正する専決処分について承認を求めめる件
- 10 水槽付消防ポンプ自動車を買入れる件
- 11 消防ポンプ自動車を買入れる件

秋田市告示第132号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年5月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 名称
将軍野二区町内会
- 2 規約に定める目的
本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、地域住民の親睦と福祉の増進を図り、もって良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。
 - (1) 情報連絡に関すること
 - (2) 青少年健全育成に関すること
 - (3) 高齢者福祉に関すること
 - (4) 教養文化活動に関すること
 - (5) 保健体育に関すること
 - (6) 交通安全に関すること
 - (7) 環境の整備に関すること
 - (8) 防災に関すること
 - (9) 財産の維持管理に関すること
 - (10) その他必要と認めたこと
- 3 区域
本会の区域は、秋田市土崎港東二丁目5番1号から8番34号まで、15番1号から17番29号まで、17番52号・60号・64号の区域とする。
- 4 主たる事務所
本会の事務所は、会長宅に置く。
- 5 代表者の氏名及び住所
一ノ関 敏 昭
秋田市土崎港東二丁目17番25号
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
なし
- 7 代理人の有無
なし
- 8 規約に定める解散の事由
本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。
- 9 認可年月日
平成27年5月14日

秋田市告示第133号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成27年5月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
松ヶ丘町内会
- 2 認可年月日
平成11年3月25日

3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名及び住所

変更前 金 崎 三千夫

秋田市寺内蛭根二丁目15番 8号

変更後 伊 藤 昇 治

秋田市寺内蛭根二丁目 1番 8号

4 変更年月日

平成27年 4月19日

5 変更の理由

役員改選による

秋田市告示第134号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成27年 5月14日

秋田市長 穂 積 志

1 変更があった認可地縁団体の名称

南新町町内会

2 認可年月日

平成12年 9月13日

3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名及び住所

変更年月日	変更後	変更前
平成15年 5月11日	小 名 久 功 秋田市港北松野町 2番 6号	浅 野 恒 義 秋田市土崎港北三 丁目11番15号
平成21年 4月25日	大 野 大 作 秋田市港北松野町 2番23号	小 名 久 功 秋田市港北松野町 2番 6号

4 変更の理由

役員改選による

秋田市告示第135号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成27年 5月14日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
秋田アクアデ ンタルクリニック	秋田市南通宮田15番44号 宮田ビル1 F	平成27年 4月 1日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
秋田県成人病医療セ ンター	秋田市千秋久保田町 6番 17号	平成27年 3月31日

秋田市告示第136号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成27年 5月14日

秋田市長 穂 積 志

指定

氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指 定 年月日
赤坂 二郎	てらうち整骨院	秋田市寺内字イ サノ56番地2コー ポ寺内 T 1	平成27年 4月20日
藤原 弘敏	ベルサポート株 式会社 秋田市河辺事業 所	秋田市河辺諸井 字福神51番地	平成27年 4月25日

秋田市告示第137号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成27年 5月14日

秋田市長 穂 積 志

1 変更があった認可地縁団体の名称

藤倉町内会

2 認可年月日

平成22年 5月18日

3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名及び住所

変更前 鈴 木 喜 悦

秋田市山内字藤倉108番地

変更後 佐 藤 銀太郎

秋田市山内字藤倉188番地

4 変更年月日

平成27年 5月 3日

5 変更の理由

役員改選による

秋田市告示第138号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成27年 5月15日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成25年度および平成26年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第139号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該納税通知書は企画財政部資産税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成27年 5月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙「平成27年度固定資産税納税通知書公示送達を受けるべき者一覧表」（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成27年度固定資産税納税通知書

秋田市告示第140号

次の後期高齢者医療保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成27年 5月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成27年度（平成26年度相当分）後期高齢者医療保険料納入通知書

秋田市告示第141号

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4条第1項の規定に基づく特定工場等において発生する騒音についての規制基準（平成11年秋田市告示第44号）の一部を改正したので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年 5月18日

秋田市長 穂 積 志

- 第2項中「前号」を「前項」に、「同号」を「同項」に改め、同項第5号の次に次の1号を加える。
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

秋田市告示第142号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）別表第1号に基づく区域の指定（平成11年秋田市告示第45号）の一部を改正し次のとおり指定したので、告示する。

平成27年 5月18日

秋田市長 穂 積 志

- 第4項第5号の次に次の1号を加える。
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

秋田市告示第143号

振動規制法（昭和51年法律第64号）第4条第1項の規定に基づく特定工場等において発生する振動についての規制基準（平成11年秋田市告示第48号）の一部を改正したので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年 5月18日

秋田市長 穂 積 志

- 第2項中「前号」を「前項」に、「同号」を「同項」に改め、同項第5号の次に次の1号を加える。
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

秋田市告示第144号

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第1附表第1号に基づく区域の指定（平成11年秋田市告示第49号）の一部を改正したので、告示する。

平成27年 5月18日

秋田市長 穂 積 志

- 第3項第5号の次に次の1号を加える。
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

秋田市告示第145号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成27年 5月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 道路の供用開始の区間

整理番号	路線名	供用開始区間
1068	浜街道2号線	秋田市新屋町字新町後247番2地先 秋田市新屋町字新町後251番1地先

- 2 供用開始の期日 平成27年 5月19日
- 3 縦覧期間 平成27年 5月19日から同年 6月 8日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く午前 8時30分から午後 5時15分まで

秋田市告示第146号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成27年 5月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成26年度第9期国民健康保険税督促状

秋田市告示第147号

平成27年 5月22日招集の秋田市議会臨時会に付議する事件を次のとおり追加する。

平成27年 5月21日

秋田市長 穂 積 志

付議事件

- 1 秋田市農業委員会委員推薦の件
- 2 秋田市監査委員の選任について同意を求める件

秋田市告示第148号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成27年 5月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
秋田市広面東町町内会
- 2 認可年月日
平成9年12月2日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 利 部 忠
秋田市広面字樋ノ下13番地1
変更後 伊 藤 希 彦
秋田市広面字谷地沖11番地3
- 4 変更年月日
平成27年 3月28日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第149号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成27年 5月22日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	名 称	所 在 地	更新年月日
第140号	池田薬局 通町店	秋田市大町一丁目2番 26号	平成27年 7月1日

秋田市告示第150号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

平成27年 5月22日

秋田市長 穂 積 志

医 師 名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
田邊 淳	秋田県立脳血管研究センター	脳神経外科	視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害 音声又は言語機能

			障害 肢体不自由
小棚木 圭	秋田赤十字病院	消化器外科	ぼうこう又は直腸 機能障害 小腸機能障害

秋田市告示第151号

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成27年 5月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名
秋田市北部市民サービスセンター
- 2 指定管理者
北部地域住民自治協議会
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名
変更前 加賀谷 俊 雄
変更後 林 明 夫
- 4 変更年月日
平成27年 5月17日
- 5 変更理由
役員改選による

秋田市告示第152号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次表右欄に掲げるものについては、それぞれ当該左欄に掲げる課所室に所属する出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

平成27年 5月25日

秋田市長 穂 積 志

課所室	委任事務
園芸振興センター	加工研修室の使用料の収納に関する事務

秋田市告示第153号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成27年 5月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
仁別町内会
- 2 認可年月日
平成20年 1月28日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 大 島 一 男
秋田市仁別字中島27番地
変更後 三 浦 秀 美
秋田市仁別字中島2番地
- 4 変更年月日
平成27年 4月29日
- 5 変更の理由

役員改選による

秋田市告示第154号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、

平成27年の特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

平成27年 5月26日

秋田市長 穂 積 志

1 検査の区域、期日、時間および場所

検査地区	検査月日	曜日	時 間	場 所
泉	7月6日	月	10時00分～11時30分	泉地区コミュニティセンター
保戸野	7月6日	月	13時30分～15時00分	保戸野地区コミュニティセンター
東通・横森・桜	7月7日	火	10時00分～11時30分	東地区コミュニティセンター
千秋・手形	7月7日	火	13時30分～15時00分	明德地区コミュニティセンター
牛島・卸町	7月9日	木	10時00分～11時30分	南部公民館
榎山・南通	7月9日	木	13時30分～15時00分	榎山地区コミュニティセンター
中通・高陽	7月13日	月	10時00分～15時00分	秋田市計量検査所
旭南・茨島	7月14日	火	10時00分～15時00分	
山王・旭北・大町	7月16日	木	10時00分～15時00分	
川尻・川元・八橋	7月17日	金	10時00分～15時00分	

2 計量器の所在の場所で行う検査の時期は、8月17日から10月30日までとする。

3 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条の規定により計量器の所在の場所で検査を受けようとする者は、受験希望期日を選定して申請することとする。

4 計量法第19条第1項の規定により定期検査を受けなければならない特定計量器は、計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項に定めるものとする。

5 特定計量器の定期検査を実施する指定定期検査機関は、一般社団法人秋田県計量協会とする。

秋田市告示第155号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市立千秋美術館企画展覧会の前売観覧券の販売および前売観覧券販売に係る収入金の徴収事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年 5月27日

秋田市長 穂 積 志

受託人の住所および氏名

秋田県秋田市中通七丁目1番2号

秋田ステーションビル株式会社

代表取締役社長 松本 実

教 委 告 示

秋田市教委告示第8号

平成27年 5月28日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成27年 5月26日

秋田市教育委員会

委員長 前 川 重 明

付議案件

秋田市文化財保護審議会委員の委嘱に関する件

選 管 告 示

秋市選管告示第43号

平成27年 5月4日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙において、当選した者の住所および氏名は次のとおりであるので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第21条第2項の規定により告示する。

平成27年 5月8日

秋田市選挙管理委員会

委員長 塚 田 勇

第1選挙区

受付番号	届出年月日	候補者氏名	性別	住 所	生年月日	職業
1	平成27年 4月27日	児 玉 榮 治	男	秋田市広面字赤沼72番地	昭和27年 8月20日	農業
2	平成27年 4月27日	大久保 義 和	男	秋田市広面字赤沼10番地	昭和29年 9月5日	農業
3	平成27年 4月27日	石 川 彦 孝	男	秋田市柳田字佐渡端176番地	昭和22年 9月15日	農業
4	平成27年 4月27日	鎌 田 敏	男	秋田市柳田字柳田41番地	昭和27年11月11日	農業

5	平成27年 4月27日	熊谷金栄	男	秋田市柳田字柳田67番地1	昭和24年9月17日	会社役員
6	平成27年 4月27日	立花重市郎	男	秋田市柳田字佐渡端233番地	昭和20年2月7日	農業

第2選挙区

受付 番号	届出 年月日	候補者氏名	性別	住 所	生年月日	職業
1	平成27年 4月27日	伊藤 鑄一	男	秋田市太平八田字荒巻140番地1	昭和20年6月18日	農業
2	平成27年 4月27日	木村 昊	男	秋田市太平八田字八田188番地1	昭和20年6月7日	農業
3	平成27年 4月27日	鎌田 静敏	男	秋田市太平八田字藤ノ崎5番地	昭和26年4月1日	農業
4	平成27年 4月27日	飯塚 幸男	男	秋田市太平八田字藤ノ崎17番地	昭和22年12月21日	農業
5	平成27年 4月27日	鎌田 六男	男	秋田市太平八田字上八田14番地	昭和23年6月2日	農業
6	平成27年 4月27日	石郷岡 満	男	秋田市太平八田字上八田13番地	昭和22年2月7日	農業
7	平成27年 4月27日	阿部 稔	男	秋田市太平八田字上八田6番地1	昭和22年8月20日	農業

第3選挙区

受付 番号	届出 年月日	候補者氏名	性別	住 所	生年月日	職業
1	平成27年 4月27日	佐々木 英久	男	秋田市太平目長崎字目長崎143番地9	昭和21年10月9日	農業
2	平成27年 4月27日	佐々木 義宗	男	秋田市太平目長崎字神田1番地1	昭和20年10月18日	農業
3	平成27年 4月27日	永井 一芳	男	秋田市太平目長崎字本町78番地	昭和23年1月26日	農業
4	平成27年 4月27日	舟木 眞一郎	男	秋田市太平目長崎字井関88番地	昭和20年1月14日	会社員
5	平成27年 4月27日	櫻田 善悦	男	秋田市太平中関字川原101番地	昭和22年10月28日	農業
6	平成27年 4月27日	嵯峨 均	男	秋田市太平中関字平形58番地	昭和30年11月10日	農業
7	平成27年 4月27日	鎌田 悟	男	秋田市太平中関字寺中46番地	昭和29年10月7日	会社員
8	平成27年 4月27日	永井 正	男	秋田市太平中関字寺中157番地	昭和21年8月20日	農業
9	平成27年 4月27日	田中 重之	男	秋田市太平中関字下館35番地	昭和32年12月1日	会社員

第4選挙区

受付 番号	届出 年月日	候補者氏名	性別	住 所	生年月日	職業
1	平成27年 4月27日	永井 敬悦	男	秋田市太平寺庭字寺庭177番地	昭和34年4月5日	会社員
2	平成27年 4月27日	利部 哲義	男	秋田市太平黒沢字稻荷65番地	昭和19年4月2日	農業
3	平成27年 4月27日	佐々木 芳徳	男	秋田市太平黒沢字野崎76番地1	昭和22年3月8日	農業

4	平成27年 4月27日	佐々木 喜 徳	男	秋田市太平黒沢字野崎136番地	昭和21年11月28日	農業
5	平成27年 4月27日	鎌 田 治	男	秋田市太平山谷字上皿見内91番地 1	昭和25年12月26日	農業
6	平成27年 4月27日	鈴 木 久 光	男	秋田市太平山谷地主42番地	昭和19年 4月14日	農業
7	平成27年 4月27日	鈴 木 一 利	男	秋田市太平山谷字十三岱135番地	昭和22年10月 7日	農業
8	平成27年 4月27日	鈴 木 信 行	男	秋田市太平山谷字十三岱227番地 2	昭和15年 1月24日	農業
9	平成27年 4月27日	小 松 久 志	男	秋田市太平山谷字野田68番地	昭和27年 9月 5日	農業

秋市選管告示第44号

平成27年 5月 4日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙において、当選人に当選証書を付与したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第22条第 2項の規定により、当選

人の住所および氏名を次のとおり告示する。

平成27年 5月 8日

秋田市選挙管理委員会

委員長 塚 田 勇

第 1 選挙区

受付 番号	届 出 年月日	候補者氏名	性別	住 所	生年月日	職業
1	平成27年 4月27日	児 玉 榮 治	男	秋田市広面字赤沼72番地	昭和27年 8月20日	農業
2	平成27年 4月27日	大久保 義 和	男	秋田市広面字赤沼10番地	昭和29年 9月 5日	農業
3	平成27年 4月27日	石 川 彦 孝	男	秋田市柳田字佐渡端176番地	昭和22年 9月15日	農業
4	平成27年 4月27日	鎌 田 敏	男	秋田市柳田字柳田41番地	昭和27年11月11日	農業
5	平成27年 4月27日	熊 谷 金 栄	男	秋田市柳田字柳田67番地 1	昭和24年 9月17日	会社役員
6	平成27年 4月27日	立 花 重市郎	男	秋田市柳田字佐渡端233番地	昭和20年 2月 7日	農業

第 2 選挙区

受付 番号	届 出 年月日	候補者氏名	性別	住 所	生年月日	職業
1	平成27年 4月27日	伊 藤 鑄 一	男	秋田市太平八田字荒巻140番地 1	昭和20年 6月18日	農業
2	平成27年 4月27日	木 村 昊	男	秋田市太平八田字八田188番地 1	昭和20年 6月 7日	農業
3	平成27年 4月27日	鎌 田 静 敏	男	秋田市太平八田字藤ノ崎 5 番地	昭和26年 4月 1日	農業
4	平成27年 4月27日	飯 塚 幸 男	男	秋田市太平八田字藤ノ崎17番地	昭和22年12月21日	農業
5	平成27年 4月27日	鎌 田 六 男	男	秋田市太平八田字上八田14番地	昭和23年 6月 2日	農業
6	平成27年 4月27日	石郷岡 満	男	秋田市太平八田字上八田13番地	昭和22年 2月 7日	農業
7	平成27年 4月27日	阿 部 稔	男	秋田市太平八田字上八田 6 番地 1	昭和22年 8月20日	農業

第3選挙区

受付 番号	届 出 年月日	候補者氏名	性別	住 所	生年月日	職業
1	平成27年 4月27日	佐々木 英 久	男	秋田市太平目長崎字目長崎143番地 9	昭和21年10月 9 日	農業
2	平成27年 4月27日	佐々木 義 宗	男	秋田市太平目長崎字神田 1 番地 1	昭和20年10月18日	農業
3	平成27年 4月27日	永 井 一 芳	男	秋田市太平目長崎字本町78番地	昭和23年 1 月26日	農業
4	平成27年 4月27日	舟 木 眞一郎	男	秋田市太平目長崎字井関88番地	昭和20年 1 月14日	会社員
5	平成27年 4月27日	櫻 田 善 悦	男	秋田市太平中関字川原101番地	昭和22年10月28日	農業
6	平成27年 4月27日	嵯 峨 均	男	秋田市太平中関字平形58番地	昭和30年11月10日	農業
7	平成27年 4月27日	鎌 田 悟	男	秋田市太平中関字寺中46番地	昭和29年10月 7 日	会社員
8	平成27年 4月27日	永 井 正	男	秋田市太平中関字寺中157番地	昭和21年 8 月20日	農業
9	平成27年 4月27日	田 中 重 之	男	秋田市太平中関字下館35番地	昭和32年12月 1 日	会社員

第4選挙区

受付 番号	届 出 年月日	候補者氏名	性別	住 所	生年月日	職業
1	平成27年 4月27日	永 井 敬 悦	男	秋田市太平寺庭字寺庭177番地	昭和34年 4 月 5 日	会社員
2	平成27年 4月27日	利 部 哲 義	男	秋田市太平黒沢字稲荷65番地	昭和19年 4 月 2 日	農業
3	平成27年 4月27日	佐々木 芳 徳	男	秋田市太平黒沢字野崎76番地 1	昭和22年 3 月 8 日	農業
4	平成27年 4月27日	佐々木 喜 徳	男	秋田市太平黒沢字野崎136番地	昭和21年11月28日	農業
5	平成27年 4月27日	鎌 田 治	男	秋田市太平山谷字上皿見内91番地 1	昭和25年12月26日	農業
6	平成27年 4月27日	鈴 木 久 光	男	秋田市太平山谷字地主42番地	昭和19年 4 月14日	農業
7	平成27年 4月27日	鈴 木 一 利	男	秋田市太平山谷字十三岱135番地	昭和22年10月 7 日	農業
8	平成27年 4月27日	鈴 木 信 行	男	秋田市太平山谷字十三岱227番地 2	昭和15年 1 月24日	農業
9	平成27年 4月27日	小 松 久 志	男	秋田市太平山谷字野田68番地	昭和27年 9 月 5 日	農業

秋市選管告示第45号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第25条の規定に基づき、雄和中央土地改良区総代の補欠選挙を次のとおり行うことと定めたので、告示する。

平成27年 5月18日

秋田市選挙管理委員会
委員長 塚 田 勇

- 1 選挙の期日 平成27年 5月25日
- 2 投票の時間 午前 9 時から午後 3 時まで
- 3 選挙区および選挙すべき総代の数

第3選挙区 3人

秋市選管告示第46号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第 8 条第 1 項、第 3 項および第 5 項の規定に基づき、平成27年 5 月25日執行の雄和中央土地改良区総代の補欠選挙における選挙長および選挙長職務代理者ならびに選挙立会人を次のとおり選任したので、同令第 8 条第 7 項の規定により、その住所および氏名を告示する。

平成27年 5月18日

秋田市選挙管理委員会
委員長 塚 田 勇

雄和中央土地改良区総代補欠選挙
選挙長・同職務代理者・選挙立会人一覧表

選挙区	区 分	住 所	氏 名
第 3 選挙区	選挙長	秋田市雄和下黒瀬字町 屋敷153番地	佐 藤 肇
	職 務 代理者	秋田市雄和椿川字中村 71番地	山 内 善 美
	選 挙 立会人	秋田市雄和石田字前田 105番地 1	伊 藤 隆 榮
	選 挙 立会人	秋田市雄和椿川字方福 53番地 1	黒 崎 晶 裕

秋市選管告示第47号

平成27年 5 月25日執行の雄和中央土地改良区総代の補欠選挙において、当選した者の氏名および住所は次のとおりであるので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第21条第 2 項の規定により告示する。

平成27年 5 月26日

秋田市選挙管理委員会
委員長 塚 田 勇

第 3 選挙区

秋田市雄和妙法字平治ケ沢108番地 1	金 多雅雄
秋田市雄和平沢字小深田220番地	齊 藤 金 一
秋田市雄和石田字前田93番地 2	杉 山 道 春

秋市選管告示第48号

平成27年 5 月25日執行の雄和中央土地改良区総代の補欠選挙において、当選人に当選証書を付与したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第22条第 2 項の規定により、当選人の氏名および住所を次のとおり告示する。

平成27年 5 月26日

秋田市選挙管理委員会
委員長 塚 田 勇

第 3 選挙区

秋田市雄和妙法字平治ケ沢108番地 1	金 多雅雄
秋田市雄和平沢字小深田220番地	齊 藤 金 一
秋田市雄和石田字前田93番地 2	杉 山 道 春

第 3 選挙区

受付 番号	届 出 年月日	候補者氏名	性別	住 所	生年月日	職業
1	平成27年 5月18日	金 多雅雄	男	秋田県秋田市雄和妙法字平治ケ沢108 番地 1	昭和14年 5 月20日	農業
2	平成27年 5月18日	齊 藤 金 一	男	秋田県秋田市雄和平沢字小深田220番 地	昭和25年11月23日	農業
3	平成27年 5月18日	杉 山 道 春	男	秋田県秋田市雄和石田字前田93番地 2	昭和26年 3 月21日	農業

雄中選挙長告示第 3 号

平成27年 5 月25日執行の雄和中央土地改良区総代の補欠選挙について、第 3 選挙区において届出のあった候補者が 3 人で、選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の 2 第 2 項の規定により

秋市選管告示第49号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第 1 項の規定に基づき、平成27年 6 月 1 日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面を次により縦覧に供するので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成27年 5 月29日

秋田市選挙管理委員会
委員長 塚 田 勇

- 1 期間 平成27年 6 月 3 日から同月 7 日まで
- 2 場所 秋田市山王一丁目 2 番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 3 時間 午前 8 時30分から午後 5 時まで

雄中選挙長告示

雄中選挙長告示第 1 号

平成27年 5 月25日執行の雄和中央土地改良区総代の補欠選挙における立候補の受付事務を行う場所および日時を次のとおり定めたので告示する。

平成27年 5 月18日

雄和中央土地改良区総代総選挙
第 3 選挙区選挙長 佐 藤 肇

- 1 場所 秋田市雄和妙法字上大部23番地
雄和中央土地改良区
- 2 日時 平成27年 5 月18日 午前 8 時30分から午後 5 時まで
平成27年 5 月19日 午前 8 時30分から午後 5 時まで

雄中選挙長告示第 2 号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第17条の 3 第 1 項の規定に基づき、平成27年 5 月25日執行の雄和中央土地改良区総代の補欠選挙における候補者の届出があったので、同条の 3 第 4 項の規定により告示する。

平成27年 5 月18日

雄和中央土地改良区総代総選挙
第 3 選挙区選挙長 佐 藤 肇

告示する。

平成27年 5 月19日

雄和中央土地改良区総代総選挙
第 3 選挙区選挙長 佐 藤 肇

雄中選挙長告示第4号

平成27年5月25日執行の雄和中央土地改良区総代の補欠選挙における選挙会の場所および日時を次のとおり定めたので告示する。
平成27年5月19日

雄和中央土地改良区総代総選挙
第3選挙区選挙長 佐藤 肇

- 1 場所 秋田市雄和妙法字上大部23番地
雄和中央土地改良区
- 2 日時 平成27年5月26日 午後2時から

農 委 告 示

秋田市農委告示第7号

平成27年5月15日午後2時河辺市民サービスセンターに秋田市農業委員会総会を招集する。
平成27年5月8日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（7件）
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（2件）
- 3 農用地利用集積計画（平成27年度第2号）に関する件
- 4 非農地証明申請に関する件（1件）
- 5 平成26年度農業委員会活動計画の点検・評価結果に関する件
- 6 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画に関する件

監 査 委 告 示

秋田市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所ならびに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示する。

平成27年5月27日

秋田市監査委員 藤 井 英 雄
秋田市監査委員 高 井 宏 司
秋田市監査委員 小 林 一 夫

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所
宮 本 和 之
東京都日野市大字上田255番地の13
関 口 恭 三
東京都調布市仙川町一丁目12番地23
青 山 伸 一
東京都三鷹市上連雀一丁目25番21-505号
石 村 英 雄
東京都大田区久が原四丁目29番1号 ダイハハイツクが原301号
- 2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
平成27年5月27日から平成28年3月31日まで

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第8号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成27年5月13日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤 佐太幸

- 1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事事業者	代 表 者	所 在 地
アール設工	木 村 智	秋田市土崎港北五丁目1番49号

- 2 指定年月日

平成27年5月8日

秋田市上下水道局告示第9号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

平成27年5月13日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤 佐太幸

- 1 指定排水設備工事事業者の指定

指定工事業者	代 表 者	所 在 地
アール設工	木 村 智	秋田市土崎港北五丁目1番49号

- 2 指定年月日

平成27年5月8日

秋田市上下水道局告示第10号

公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、関係図面は、秋田市上下水道局下水道整備課において一般の縦覧に供する。

平成27年5月22日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤 佐太幸

- 1 供用および下水の処理を開始すべき年月日
平成27年6月5日
- 2 下水を排除すべき区域および下水を処理すべき区域
別紙（省略）のとおり
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 供用を開始しようとする排水設備の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置および名称
別紙（省略）のとおり
- 6 縦覧場所の住所
秋田市川尻みよし町14番8号

7 縦覧の期間

平成27年5月22日から同年6月4日まで（土曜日および日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

秋田市上下水道局告示第11号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成27年5月28日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸

1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事事業者	代 表 者	所 在 地
北日本建設株式会社	原 田 新 英	秋田県能代市出戸本町10番9号

2 指定年月日

平成27年5月20日

秋田市上下水道局告示第12号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

平成27年5月28日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸

1 指定排水設備工事事業者の指定

指定工事事業者	代 表 者	所 在 地
北日本建設株式会社	原 田 新 英	秋田県能代市出戸本町10番9号

2 指定年月日

平成27年5月20日

秋田市上下水道局告示第13号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成27年5月28日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸

1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事事業者	代 表 者	所 在 地
DH設備工業株式会社	村 上 大 樹	秋田県大仙市豊川字南又20番地2

2 指定年月日

平成27年5月22日

秋田市上下水道局告示第14号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示

する。

平成27年5月28日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸

1 指定排水設備工事事業者の指定

指定工事業者	代 表 者	所 在 地
DH設備工業株式会社	村 上 大 樹	秋田県大仙市豊川字南又20番地2

2 指定年月日

平成27年5月22日

消防本部告示

秋田市消防本部告示第2号

秋田市火災予防条例（昭和48年秋田市条例第27号）第50条の2第1項の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので、同条第3項の規定により告示します。

平成27年5月13日

秋田市消防長 森 合 和 美

催しの開催場所	本町通り、中央通りおよび土崎神明社周辺
催しの名称	土崎港曳山まつり
催しの開催期間	平成27年7月20日(月)および同月21日(火)

秋田市消防本部告示第3号

秋田市火災予防条例（昭和48年秋田市条例第27号）第50条の2第1項の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので、同条第3項の規定により告示します。

平成27年5月27日

秋田市消防長 森 合 和 美

催しの開催場所	竿燈大通り周辺、秋田市役所駐車場、産業会館跡地
催しの名称	秋田竿燈まつり
催しの開催期間	平成27年8月2日(日)前夜祭 平成27年8月3日(月)から同月6日(木)まで

公 告

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定に基づき当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

平成27年5月7日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧場所

秋田市八橋本町六丁目12番1号 秋田市農林部農林総務課

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成27年5月8日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
DCMホームマック株式会社 代表取締役社長 石黒 靖規
北海道札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ホームマック広面店
所在地 秋田県秋田市広面字鍋沼63番1

(3) 変更した事項
ア 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名

変更前
ホームマック株式会社
代表取締役社長 石黒 靖規
変更後
DCMホームマック株式会社
代表取締役社長 石黒 靖規

イ 大規模小売店舗の名称

変更前
ホームマック広面店
変更後
DCMホームマック広面店

(4) 変更年月日 平成27年3月1日

(5) 変更理由
会社名変更のため

2 届出年月日 平成27年4月28日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課
(2) 縦覧期間 平成27年5月8日から同年9月8日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成27年5月8日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
DCMホームマック株式会社 代表取締役社長 石黒 靖規
北海道札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 広面ショッピングセンター
所在地 秋田県秋田市広面字堰越50番1 外

(3) 変更した事項
ア 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名

変更前
ホームマック株式会社
代表取締役社長 石黒 靖規
変更後
DCMホームマック株式会社
代表取締役社長 石黒 靖規

イ 小売店舗の名称

変更前
ホームマック広面北店
変更後
DCMホームマック広面北店

(4) 変更年月日 平成27年3月1日

(5) 変更理由
会社名変更のため

2 届出年月日 平成27年4月28日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課
(2) 縦覧期間 平成27年5月8日から同年9月8日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成27年5月8日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 野中 隆史
東京都中央区八重洲一丁目2番1号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 イオン秋田中央店
所在地 秋田県秋田市栢山川口境62番7 外7筆

- (3) 変更した事項
大規模小売店において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
変更の内容については縦覧に供する関係書類のとおり
- (4) 変更年月日
変更年月日については縦覧に供する関係書類のとおり
- (5) 変更理由
小売業者の代表者・住所の変更と小売業者の退店及び出店のため
- 2 届出年月日 平成27年4月28日
- 3 関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課
 - (2) 縦覧期間 平成27年5月8日から同年9月8日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）
- 4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
 - (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
 - (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成27年5月8日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
東北製鋼株式会社 代表取締役 小林 真喜雄
秋田県秋田市寺内字大小路207番地の13
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 土崎ショッピングセンター
所在地 秋田県秋田市土崎港南二丁目3番41号
- (3) 変更した事項
大規模小売店において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
変更の内容については縦覧に供する関係書類のとおり
- (4) 変更年月日
変更年月日については縦覧に供する関係書類のとおり
- (5) 変更理由
小売業者の代表者変更のため
- 2 届出年月日 平成27年4月28日
- 3 関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課
 - (2) 縦覧期間 平成27年5月8日から同年9月8日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）
- 4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
 - (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
 - (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

- (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べるができる。

平成27年5月13日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
三菱UFJリース株式会社 代表取締役 白石 正
東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
株式会社伊徳 代表取締役社長 塚本 徹
秋田県大館市清水四丁目4番15号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 サンデー土崎港北店・いとく自衛隊通店
所在地 秋田県秋田市土崎港北二丁目17番14号 他5筆
- (3) 変更した事項
 - ア 大規模小売店舗の名称
変更前
サンデー自衛隊通店・いとく自衛隊通店
変更後
サンデー土崎港北店・いとく自衛隊通店
 - イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
変更前 株式会社サンデー 代表取締役 川村 暢朗
青森県八戸市根城六丁目22番10号
変更後 三菱UFJリース株式会社 代表取締役 白石 正
東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
- (4) 変更年月日 平成27年5月7日
- (5) 変更理由
所有者が変更になるため
- 2 届出年月日 平成27年5月11日
- 3 関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課
 - (2) 縦覧期間 平成27年5月13日から同年9月13日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）
- 4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
 - (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
 - (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

地方税法（昭和25年法律第226号）がその例とする国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条および第99条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告する。

平成27年5月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公売財産の内容
別紙「公売財産の表示」(省略)のとおり
- 2 公売日時
 - (1) 参加申込期間
平成27年5月27日(水)午後1時から同年6月11日(木)午後11時まで
 - (2) 入札期間
平成27年6月18日(木)午後1時から同日21日(日)午後11時まで
 - (3) 開札
平成27年6月22日(月)午前10時
- 3 公売場所
ヤフー株式会社が提供する官公庁オークション上のホームページ (<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp>)
- 4 公売方法
ヤフー株式会社が提供する官公庁オークションからの入札
- 5 売却決定日時
平成27年6月22日(月)午前10時
- 6 売却決定場所
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市企画財政部特別滞納整理課
- 7 買受代金納付期限
平成27年6月29日(月)午後2時30分
- 8 買受人についての資格その他の要件
地方税法がその例とする国税徴収法第92条および第108条の規定に該当する者は、買受人として参加する資格がない。
- 9 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出
公売財産上の質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出ること。
- 10 権利移転の時期
買受代金の全額を納付したとき。
- 11 危険負担移転の時期
買受代金の全額を納付したとき。
- 12 権利移転に伴う費用
公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となる。
- 13 消費税等の取扱い
見積価額、最高価申込価額および落札価額には、消費税相当額を含む。
- 14 その他
 - (1) 滞納金額の完納等により、公売を中止することがある。
 - (2) 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消すものとする。
 - (3) いかなる理由があっても、引渡財産の返品はできない。
 - (4) 商品名木製スツールベンチ、日本間に座敷机、秋田名物男鹿のなまはげおよび天然木根のオブジェについては、直接引き取りに来ることができる方を参加対象とする。
 - (5) 秋田市は瑕疵担保責任を負わない。

秋田市公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項

の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べるができる。

平成27年5月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 届出事項の概要
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 内田 和明
秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号
 - (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 マックスバリュ泉店
所在地 秋田県秋田市泉北一丁目11 地内
 - (3) 変更した事項
ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
変更前
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 宮地 邦明
変更後
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 内田 和明
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
変更前
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 宮地 邦明
変更後
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 内田 和明
 - (4) 変更年月日 平成25年5月28日
 - (5) 変更理由 代表者変更のため
- 2 届出年月日 平成27年5月18日
- 3 関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課
 - (2) 縦覧期間 平成27年5月20日から同年9月20日まで(土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。)
- 4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
 - (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
 - (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成27年5月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 届出事項の概要
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 内田 和明
秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号
 - (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 茨島ショッピングセンター
所在地 秋田市茨島四丁目381番2外

- (3) 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
変更前
ホームック株式会社 代表取締役社長 石黒 靖規
変更後
DCMホームック株式会社 代表取締役社長 石黒 靖規
- (4) 変更年月日 平成27年3月1日
- (5) 変更理由
会社名変更による小売店舗の名称変更のため
- 2 届出年月日 平成27年5月18日
- 3 関係書類の縦覧場所及び期間
(1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課
(2) 縦覧期間 平成27年5月20日から同年9月20日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）
- 4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
(1) 意見を述べる者の氏名及び住所
(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成27年度第2号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成27年5月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧に供する書類 農用地利用集積計画書
- 2 縦覧期間 午前8時30分から午後5時15分まで
ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 3 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番1号
秋田市農林部農林総務課

選 管 公 告

秋市選管公告

平成26年度における秋田市選挙人名簿抄本の閲覧状況は別紙のとおりであるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定により公告する。

平成27年5月29日

秋田市選挙管理委員会
委員長 塚 田 勇

平成26年度における秋田市選挙人名簿抄本閲覧状況

1

閲覧の年月日	平成26年5月9日
申出者の氏名	読売新聞東京本社代表取締役社長 白石 興二郎
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都千代田区大手町1-7-1

利用目的の概要	政治・選挙に関する全国世論調査の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第74投票区の選挙人名簿登録者

2

閲覧の年月日	平成26年6月11日
申出者の氏名	朝日新聞東京本社世論調査部長 堀江 浩
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都中央区築地5-3-2
利用目的の概要	政治・選挙に関する全国世論調査の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第35、55投票区の選挙人名簿登録者

3

閲覧の年月日	平成26年8月27日
申出者の氏名	一般社団法人中央調査社会長 西澤 豊
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都中央区銀座6-16-12
利用目的の概要	政治・選挙に関する全国世論調査の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第75、89投票区の選挙人名簿登録者

4

閲覧の年月日	平成26年9月2日
申出者の氏名	毎日新聞社代表取締役社長 朝比奈 豊
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都千代田区一ツ橋1-1-1
利用目的の概要	政治・選挙に関する全国世論調査の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第112投票区の選挙人名簿登録者

5

閲覧の年月日	平成26年9月11日
申出者の氏名	一般社団法人共同通信社社長 福山 正喜
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都港区東新橋1-7-1
利用目的の概要	政治・選挙に関する全国世論調査の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第9、17、37、60、84、89投票区の選挙人名簿登録者

6

閲覧の年月日	平成27年 2 月16日
申出者の氏名	朝日新聞東京本社世論調査部長 堀江 浩
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都中央区築地 5 - 3 - 2
利用目的の概要	政治・選挙に関する全国世論調査の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第35、98、102投票区の選挙人名簿登録者

7

閲覧の年月日	平成27年 2 月17日
申出者の氏名	青森大学社会学部社会学科准教授 佐々木 てる
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	
利用目的の概要	政治・選挙に関する学術研究の調査対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第 7、9、10、13、18、24、38、53、58、59、67、68、69、79、92、99、100、103、112、113、114、118、119、121投票区の選挙人名簿登録者

8

閲覧の年月日	平成27年 2 月19日
申出者の氏名	一般社団法人中央調査社会長 西澤 豊
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都中央区銀座 6 - 16 - 12
利用目的の概要	政治・選挙に関する全国世論調査の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第 4、19、75、89投票区の選挙人名簿登録者

9

閲覧の年月日	平成27年 3 月 5 日
申出者の氏名	株式会社テレビ朝日代表取締役社長 吉田 慎一
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都港区六本木 6 - 9 - 1
利用目的の概要	政治・選挙に関する全国世論調査の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第38、56、99、108投票区の選挙人名簿登録者

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

秋田市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第 5 条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成27年 5 月25日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤 佐太幸

賦課対象区域

手形字西谷地（別添図面（省略）に表示された施工箇所に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの）

土地開発公社公告

秋市土開公告第 2 号

平成27年 5 月26日午前 9 時30分より秋田市役所会議兼応接室に秋田市土地開発公社理事会を招集する。

平成27年 5 月12日

秋田市土地開発公社

理事長 高橋 洋 樹

付議案件

- 1 平成26年度秋田市土地開発公社決算承認の件

